

平成31年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

平成31年3月18日（月） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 14 号 平成31年度中川村一般会計予算
- 日程第 2 議案第 15 号 平成31年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 16 号 平成31年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 17 号 平成31年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 18 号 平成31年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 19 号 平成31年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 20 号 平成31年度中川村水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 21 号 中川村つどいの広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 22 号 平成30年度中川村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 陳情第 1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書
- 日程第11 陳情第 2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第12 陳情第 3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第13 発議第 1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第 2号 J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める決議について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

平成31年3月中川村議会定例会議事日程（第4号追加1）

平成31年3月18日（月） 午後2時00分 開議

- 追加日程1 発議第3号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
9番	鈴木絹子
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	村澤ゆかり
保健福祉課長	菅沼元臣	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志

職務のために参加した者

議会事務局長	井原伸子
書記	座光寺てるこ

平成31年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成31年3月18日 午後2時00分 開議

○事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）ご着席ください。（一同着席）

○議長

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第14号 平成31年度中川村一般会計予算を議題とします。

本案は、去る2月28日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長

一般会計予算委員長報告書。

平成31年度3月定例議会予算特別委員会。

それでは、平成31年度予算特別委員会の報告をいたします。

去る2月28日、議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第14号平成31年度中川村一般会計予算について、3月11、12、13日の3日間にわたり役場第1第2委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑は、次のとおりです。

総務課財政係、質疑「普通交付税の試算について、基準財政需要額で算定した額と交付税額の差について。」答弁「調整額の部分で落とされている部分は、国の総枠が決まっているので、少なければ、その分、割り戻しになってくる場合もある。」、質疑「国が減らした分を除いて予算を組むということは可能か。」答弁「そういうやり方も可能と思う。」、質疑「過疎債について、地域おこし協力隊の部分は国から来ていると聞く。ほかのものと一緒になっていてわからないと聞くが、確認できるか。」答弁「協力隊については、特別交付税を具体的に報告している。上限までは来ている。内訳が来るので確認はしている。」、質疑「ESPの非常時の対応について、年間170万円のメリットがあると聞く。その認識でよいか。」答弁「ESPで選んでいる業者は自家発電機を持っている業者のみとなっている。その業者がだめになった場合、中部電力と新たに契約をし直す。その場合、単価が高くなった分を業者が補填する。170万円は委託料を除いた額、もう少し増えると思う。」、質疑「住民税、固定資産税が減れば交付税が増えるということか。」答弁「単純に言えばそのとおりだが、全体額は変わらない。」、質疑「元利償還金について、平成35年を過ぎれば減っていくということか。」答弁「平成38年には少し上がる。」、質疑「平成32年以降、過疎対策事業債35億円となっている。公共施設等の総合管理計画に準じた額か。」答弁「この額は見込み額。具体的には

個別の計画ができてから。」、質疑「森林環境譲与税については、いつから課税されるか。」「譲与税がかけられるのは平成36年から。前倒しで交付される。」、質疑「高度情報化基金の取り崩しについて、基金条例の1条の規定に機器の更新が当てはまるのか。」「答弁「基金の始まりはCATV事業を始めたときから。中身も高度情報化と考えている。性質的には施設更新基金のほうが合うと思うが、今後の課題とさせていただきます。』。

総務課庶務係、質疑「元号変更に伴うシステム改修は、文書管理システムもこの後あるのか。」「答弁「住民票や各種証明書の発行等、上伊那広域連合でシステム改修を行い、負担金として対応していく。」、質疑「上伊那広域で住民情報を持っているのか。負担金の内訳は。」「答弁「広域連合が運営しているシステムに住民情報を持っている。データの所管は、あくまでも市町村。」、質疑「公用車更新で普通車をハイブリッド車にする根拠は。各種費用面でハイブリッド車が有益であるかの調査はしたか。」「答弁「取得税は、官公庁は非課税。議会でも言われてきた。ガソリン車との格差も小さくなってきたので導入するようにした。」、質疑「車の更新に関しては、基準はあるか。」「答弁「明確には決まっていない。車種によって長く乗れるのと乗れないのがある。』。

総務課村づくり係、質疑「ホームページ更新で600万円計上してある。過去の課題反省をどのように反映させているか。」「答弁「現状の課題として、見づらい、目的になかなか行けない、必要な情報が全て載っているかなど、見やすくなるようにする。構築は専門業者にお申し、中身は職員がする。」、質疑「プロモーション動画の製作について、ふるさとCM大賞への参加などは効果があったと聞く。何話ぐらいまで行くのか。第1話の方をお願いしていくのか。」「答弁「プロモーション動画については、総務省の移住ナビサイトの閲覧回数で高いときは10万台もあった。ある程度効果があったと思う。新しいものをアップすれば閲覧する方も増える。中川村の知名度は上がると思う。ふるさとCM大賞への参加は、機会があれば効果が見込める。うちはやっていく。来年度も同じ体制でやっていきたい。」、質疑「空き家活用ガイドラインは、農業振興との連携は。空き家対策はマッチングが大事、できる人材を配置する検討は。空き家バンクと村の関係はどのようになっているか。」「答弁「現在ガイドラインはない。総代への説明は予算が通ってから。現在は、農業振興との連携は検討していない。意見としてお聞きする。マッチングについては意見としてお聞きする。空き家バンクは村づくり係で対応していく。物件が少なくてマッチングにならない。」、質疑「村のホームページは見ていておもしろくない。コンテンツに村の若い方の意見を入れては。」「答弁「まだ、そこまで議論されていない。プロポーザルの段階でどのように修復するか検討していきたい。」、質疑「地域づくり支援事業について、自然環境の保全、農地の荒廃、森林の荒廃環境保全、各課と連携は。」「答弁「農地や森林は振興課の事業がある。庁内では情報共有をしている。」、質疑「空き家について、村づくり係がネックになっていないか。不動産業者にやってもらうのがいいのではないか。」「答弁「不動産業者との連携は以前から課題となっている。今後検討していく。」、質疑「特定用途パソコンとは何か、何台か。」「答弁「特定業務のためアップ、インストールするもの。更新は22

台。)、質疑「ウインドウズ7はインターネットのつながなければ機能として問題ない」と考える。ウインドウズ10が必要なならOSだけ取りかえれば安価でできる。22台かえなければならぬのか。」「答弁「村のパソコンの使い方は家庭と違う。24時間体制で動かしているのが劣化も進んでいる。一般的な延命処置は行わない。再利用できないかの検討はしている。」、質疑「教育委員会で計上している学校の子どもが使うパソコンも新品が必要か。」「答弁として「教育委員会とは、更新について話はしている。教育委員会はタブレット型にしたいという。ウインドウズ7はなくすという判断をしているが、データ交換もしないパソコンもあるので、残すといった検討もしている。」、質疑「空き家活用で、空き店舗など振興課と重なるが、どうか。」「答弁「併用住宅については案分して住宅部分について支援する。店舗部分は商工観光係が担当。)、質疑「シンクライアントサーバーの単一障害点のリスクがあると思うが、今使っているシンクライアントサーバーは使わないのか。」「答弁「現在使用中のサーバーの一部は継続して使用する。古いものは5年経過しているもので、徐々に単一障害のリスクが高まってきているので更新する。シンクライアントシステムについては、3つのネットワークを使うため、3種類にデスクトップをつくる。』。

総務課交通防災係、質疑「防犯灯は、LEDにすれば長持ちと聞いたが、球切れが早い。なぜか。」「答弁「26年にかえたのが、カバーに水がたまり球切れを起こした。今後は、そうならないものをつける。」、質疑「環境センサーについてのデータは庁内に保管されているか。」「答弁「庁内にはない。委託先の株式会社気象サービスで保管している。」、質疑「雨量データは、過去のものを見たいときはどのようにすればいいか。」「答弁「CEKのホームページ上で公開されている。)、質疑「消防団の報酬について、出勤手当が交付税措置されていることを知っているか。」「答弁「特別交付税のことと思うが、詳細についてはわからない。)、質疑「消防団の出動手当は条例で明確にしてはどうか。」「答弁「直接支払う方法もある。必要であれば条例に入れていく。見直しの件もやっていく。)、質疑「手当の条例がない。条例規定を求める。団員の待遇改善を求める。報酬審議会で審議してもらいたい。』との意見がありました。答弁「意見を踏まえてやっていきたい。消防団の意見も聞く。)、質疑「ハザードマップ、3地区、3区域とあるが、違いは。」「地区とは大草とか片桐とか大きな地区割り、区域とは各自治、集落が幾つか集まったもの。)、質疑「基金の取り崩しについて。」「答弁「見直していく。』とのことでした。

討論として、消防団の処遇改善について、条例上の手当てについて検討し、審議会に諮ってほしいという意見がありました。

次に、建設水道課建設係、質疑「公園管理とは、どこの公園か。」「答弁「大きくは河川公園、大草城址公園、坂戸公園など、ほかにも小さいものが幾つかあります。)、質疑「中川村子育て世代支援事業補助交付金要綱の説明があり、補助対象者が40歳世代とある。45歳でもよいのでは。」「答弁「以前は年齢が明確でなかったので明確にした。そのほうが、その方の意志があればよい。』とのことです。質疑「子どもを産めなくても養子縁組すれば子育て世帯となるのか。」「答弁として「現在の子どもがいなくても産

みたいという意味があれば要件に当てはまる。」、質疑「用地取得後2年以内に建築着手という考えは。」答弁「あくまで2年以内の着手、おおむね3年以内完成ということ想定している。」、質疑「村道舗装の状況は。舗装がされていないところもある。」答弁「未舗装部分は5%くらいと思う。」、質疑「滝沢線はどのようになっているか。」答弁「滝沢トンネルが開通する条件で県からの移管を受けた。」、質疑「上伊那広域の負担金のあり方について、負担金分で人を雇ったほうが安く済むのでは。また、責任は誰がとるのか。」答弁「職員の研修を兼ねながら。施工監理は有識者がおらず難しい。最終的責任については、発注後のものは広域と思う。」。

建設水道課国土調査係、質疑「情報は村のシステムに入っているのか。」答弁「村のシステムに入れる。税務課のシステムで閲覧できる。」。

次に、振興課農政係、質疑「上伊那果実選果場の出荷経費について、補助はいつまで出すのか。」答弁「統合されている利用料については7年間、利用料は5%でキロ4円。市町村ごと計算が違う。」、質疑「地域おこし協力隊について、協力隊が確保できなかったときは狂ってしまう。受け入れ側の態勢はできているか。事業の説明資料の金額と予算書の金額の関連性は。」答弁「もう少し人材を増やしたい。予算は4人分計上してある。面接はしたが、断られたこともある。4月過ぎには1人入ってくる。住むところは空き家の要望がある。先進地についても調べていきたい。予算書は、村づくり係、商工観光、農政係との分を合わせている。」、質疑「農業観光について、高島屋、富士川サービスエリアなどの物販について、年何回か、人数は何人か、人材はどのようにするのか。」答弁「高島屋は5月8日、5月～8月、横浜店は2月、それぞれ7日間。人材は、マネキンさんを配置させたい。富士川サービスエリアは4月から通年でやりたい。近いところは南木曽もある。4月7日から2週間ほど。事業の報償費はマネキンさんの分。」、質疑「交流センター報奨を支払うメンバーは。」答弁「マネキンさんに支払う。」、質疑「獣害対策、人材が高齢化していないか。」答弁「資格を取る補助をしている。上伊那では若いほうだ。」、質疑「協力隊の募集、目的を決めてやってはどうか。」答弁「方法は検討していきたい。今まで方法を決めたところ来なかった。」、質疑「中山間における中川村の定義は。」答弁「傾斜地で畑、水田が対象。5年で1期。32年から始まる。詳しくは書類を見ないと説明できない。」、質疑「中山間、農業委員会とのかかわりは。」答弁「中山間は、荒廃地がないのが条件。全村ではない。予算は国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1となっている。」。

振興課耕地林務係、質疑「まき割り機の予算はどこにあるか。」答弁「30年度予算の補正でお願いした。」、質疑「望岳荘ボイラーの件について、予算は。」答弁「県の森林県民税を活用。マネージャー事業でふるさと財団の補助金を使う。アドバイザーの人件費、管理業務は委託でやっていく。ボイラー設置は工事負担に計上。」、質疑「陣馬形山の保育について。」答弁「毎年調査をし、適地に必要なだけやっていく。」、質疑「多面的機能は30年で区切りとなるが、31年からの面積は今までと変わらないか。」答弁「現在集計中。感覚的には余り変わらないと思う。活動縮小の希望もある。」、質疑「多面的機能について、農業委員会とリンクできないか。」答弁「農道、水路であり、

リンクできない。」、質疑「ずく出し協働事業の割り振りは。」答弁「建設課が村道、振興課が農道、水路。」、質疑「バイオマスボイラーの効果について。」答弁「木の駅プロジェクトのまきを使う。まきをメインにしたい。重油は年間4万7,000ℓ使ってきた。今度はバックアップとしたい。年間100万円くらいコストが下がる。地域通貨券は、商工会と打ち合わせ村内の商店で利用できる。村内の荒廃した山がきれいになる。」、質疑「森林総合研究所委託事業について、これは除伐だけか。」答弁「実務作業として除伐。国の機関で造林契約を結んでいる。所有者は村。収益が出た場合は折半。長期契約である。」。

振興課商工観光係、質疑「商工振興補助金と商業振興補助金は、同じ条例が根拠になっているか。」答弁「商業振興補助金は交付要綱に基づいて支払われている。」、質疑「商業振興補助金は、交付要綱は商工業振興条例に基づいてつくっているのではないか。1本にしたほうがよいのではないか。」答弁「商工業の振興ということだが、具体的な事業に対して補助をしていきたい。商工会の補助金は商工会に出している。」、質疑「陣馬形山のトイレの掃除はどのようになっているか。手当はどのようになっているか。」答弁「美里の方たちがやっている。31年もお願いしたい。管理については、意見を聞きながら検討していく。管理費は少ないが出している。」、質疑「北海道中川町との交流の内容は。」答弁「今は触れ合い交流になっている。昨年、中川町から来てくれて、産業交流ができないか話し合った。中川町のをチャオ、今錦、望岳荘などで売れないかなど、内容の検討をしたい。」、質疑「獣肉加工施設の稼働状況について。」答弁「年間70頭ほど解体している。個人も含めると、もう少し多いと思う。昨年は暑くエアコンを使用した。今後、加工組合のジビエ工房に主体的に行ってもらよう移行中。今の協力隊員は31年4月まで。」、質疑「針ヶ平の倉庫の場所はどこか。」答弁「東信物流東側にある倉庫。」。

次に、保健福祉課、保育所、質疑「職員の体制について。」答弁「資料の中は予定。現実に臨時は足りていない。」、質疑「エアコンについて、キュービクルについて。」答弁「みなかたはエアコンが完了した。片桐は職員室、未満児室、長時間保育室がまだ。キュービクルは今後検討していきたい。」。

次に、保健福祉課地域福祉係、「障害者グループ新設補助について。」答弁「村の単費を使っていきたい。村の小規模施設整備事業補助金を使って単費で行う。施設の改修で、10分の9で250万円出していく。県の補助は順番待ちの状態、国の方針は地域で見ていくという方針。第一歩として地域で言うことをやっていく。今後、次の新設ができればと思うが、難しい。昼間のよりどころなどをどこかにつくりたい。」、質疑「バンビーニの無料化について、村外者も同じか。」答弁「登録料500円を無料にする。近隣は無料になっている。村内の方も村外を利用している。村内も村外も同じ考え。」、質疑「ファミサポ子育て短期事業の状況は。」答弁「30年の実績は、1月までで、かつらで183日、ファミサポで125日です。」「村の要綱では土曜、日曜、祝日はやらないとなっている。連休の対応は。」「ファミサポを利用してもらおう。」「つどいの広場の指導員は何人か。」答弁「代替も含め、児童クラブで13人、つどいの広場6人。」、

質疑「病児・病後児保育を村で行う資産はしたか。」答弁「年間的人数は数人。試算はしていない。中川村単独では難しい。」。

次に、保健福祉課高齢者福祉係、質疑「緊急宿泊事業について、村外に泊まった場合の補助は。」答弁「村内の通所施設の利用が基本。村外は対象外。」、質疑「シルバー人材負担金 175 万円を出しているが、どのようなものか。」答弁「シルバー人材センター伊南市町村のかかる経費負担金。人口割、均等割となっている。」、質疑「高齢者憩いの家の金額は毎年同じか。」答弁「3年契約。内容は協議で変更できる。」、質疑「ボイラーが入る。まきをくべる人はどのようになっているか。」答弁「まだ内容については決めていない。」とのことでした。

地域医療係は、質疑ありませんでした。

次に、教育委員会、社会教育係、質疑「歴史民俗資料館周辺整備検討委員会開催の状況は、住民の声を入れているか。」答弁「利用している方の意見を聞きながら3回開催した。歴史館をベースに検討できたものを村長に答申する。」、質疑「専門のコンサルを入れて検討すべきではないか。」答弁「コンサルを入れるかどうかについては、内部で検討してから。今後10年間の総合計画に載せる段階。」、質疑「文化財調査委員、郷土史学資料作成委員のメンバーは。」答弁「文化財調査委員は、識見を有する方で5人。郷土学土資料作成委員のメンバーは、東西小学校長、中学校長、識見を有する方で、教育委員長、前教育長、歴史館学芸員、教育委員会、学習支援員ほか学校の先生です。」、質疑「郷土史学資料をつくるリーダーは。現場の先生は使っていないか。教科は決めないほうがいい。」答弁「リーダーは行政部局の担当を置くようにしている。」。

教育委員会、総務、学校、給食センター、質疑「奨学金の補助について、村の奨学金を使った方か。」答弁「村の昇龍奨学金を使った方です。」、質疑「ベランダの工事、保証はないのか。」答弁「保証はありません。」、「ALTの先生の賃金について、派遣会社を使っているのが費用が高くなっていないか。職員として採用できないか。」答弁「全国的な流れで、村の臨時で来てもらう。村でも5期目だったか、2回くらいは合わずに帰ってしまった。直接雇用については、英語の指導ができる方が田舎にはいない。」、質疑「先生の賃金は確認したか。」答弁「直接関係ないので確認していない。」、質疑「外注モニタリング業務とは何か。」答弁「排水溝など、ゴキブリなどの卵の調査です。」、質疑「食物アレルギー対応継続について、アレルゲンとはどのようなものか、対象者は何人か。」答弁「対象者は20人。アレルゲンは、牛乳、ソバ、リンゴ、桃、サクランボなど。」、質疑「地域未来塾、もっと拡充してほしいという要望は。」答弁「中学は放課後にやっている。小学校については学校と相談しながら実施していく。」、質疑「タブレットの購入であれば1台20万円はしないのではないか。高過ぎないか。」答弁「学校のICT化に伴うもので、単純にパソコンを買えばいいというものではない。国の求めるものにできるだけ合わせていく。20万円の中にはソフトウェアを入れる費用や設定費用も含まれている。」、質疑「総務課で購入するパソコンは16万円くらい。協議はしたか。」答弁「パソコンについて、学校だけでも100台以上、村では管理を村づくり係が行っている。教育委員会では外部委託となっている。受注生産のパソコン

となりまして。」。

次に、住民税務課住民係、質疑「コンビに収納を実施しているのはなぜか。」答弁「利用が少なく金額があわない。」。

次に、住民税務課税務係、質疑「家屋評価システムデータ移行業務は委託でないとできないのか。これは特定用途パソコンではないか。なぜ総務課の予算に計上されていないのか。」答弁「特定用途パソコンはほかの係でも共有するが、このパソコンは税務課のみで使うため、基金から30万円充当されている。」。

住民税務課生活環境係、質疑「ペットボトルの搬入先の変更理由は。」答弁「上伊那広域連合の計画により、上伊那統一でクリーンセンター八乙女に搬入することになっている。」、質疑「特定外来生物の処理をシルバー人材に委託しているが、地域にもお願いして一斉に駆除してはどうか。アレチウリは局部的では非常に早い。広域的にやる必要があるのではないか。地域にお金を払ってでも対策と住民の意識を高める必要がある。」答弁「保健部長会や総代会で呼びかけていく。予算が関係してくる。広報については検討していく。」、質疑「アレチウリについて、振興課とコラボしたことはないか。多面的機能で生態系に関係するものがある。駆除時期は検討が必要では。生息地を把握しているか。」答弁「これまで振興課とのコラボはしていない。今後研究していく。生息地は把握している。時期については、早い時期に駆除できるようにしたい。」。

会計室、質疑はありませんでした。

議会事務局、質疑はありませんでした。

平成31年度中川村一般会計予算について、予算特別委員会の報告は以上であります。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○7番

(桂川 雅信) 私は、平成31年度予算案に賛成の立場から討論に参加いたします。特に次年度予算案において村政の重要な発展を示す部分を評価しながら、賛成の意図を述べたいと思います。

第1に、次年度予算の特徴として挙げられるのは、懸案でありました望岳荘木質ボイラー設置工事が遂行されることになったこととあります。この木質ボイラー設置は、単に望岳荘の重油消費量を削減し、年間100万円というのが削減をできるという効果にとどまるものではありません。重要なことは、村内資源で収益を上げ、域内生産を高める点で画期的な出来事であるということとあります。今この事業を進める木の駅実行委員会には25団体が参加しており、次第に村内に影響を広げつつあります。望岳荘で削減された100万円は、もともと村外に流出していたものですが、それらが収益

として村に残るだけでなく、一部は地域通貨として村内で流通して、村内市場で利用されることにより、村内の生産高にカウントされることとなります。つまり、望岳荘の収益だけでなく、村内の収益向上にも貢献することになります。また、村内森林の間伐を進めることで森林の環境保全を進め、出荷者にはやりがいの場をつくることにもつながります。地域資源を有効活用し、地域経済の好循環を生み出し、地域活性化を図る上で新たな一步を踏み出せるよう期待するものであります。

第2に、関係者が長年の懸案であった障害者グループホームの新設の予算が計上されたことにあります。障害者が地域と思に暮らし自立した生活を送るためには、自立のレベルに応じた支援が必要であり、その拠点となる施設の端緒が開かれたことは、村の将来にとってもとてもすばらしいことであります。それは、村の農業振興にとっても重要なスタートと考えるからであります。障害者の自立支援にとって農作業が重要な役割を果たすことは、これまでも全国の事例で示されており、最近の厚生文教委員会の視察報告でも明らかであります。特に村内の農業振興との関係で言えば、生産物の販売という面でも新しい価値を生み出す可能性を私たちは知っておく必要があると思います。昨年の台風の際に、傷ついたリンゴをふるさと納税の返礼品とした自治体に数百万円の寄附金が寄せられたことがありました。このとき都市住民が農産物に求めた価値とは、安全・安心、おいしいだけではなくて、農産物そのものが持つ社会的価値なのでありまして、そのことを私たちはもっと考えたいと思うのであります。同じ1,000円のものを買うなら、量よりも社会的価値あるものを認める国民が多数いるんだということを私たちは知っておく必要があるように思います。今回の予算措置は、我が国で障害者をめぐる陰湿な事件が繰り返される中で、健常者と障害者が手を取り合って生きていく社会こそ真に豊かな社会であることを具体的に示すことができる絶好の機会となるように期待するものであります。

第3に、地域おこし事業として地域おこし協力隊を中心とする新たな動きが示されたことです。これは、まだ人件費だけの予算措置ですが、将来的には農業振興と観光、交流の目指した組織的な発展を展望しており、村内に芽生えている新たな事業創出と連動して、まさに地域おこしの基盤となることを強く期待するものです。

第4に小規模を含む農業集落排水事業について、最適整備構想経過策定が予算化された点です。昨年9月議会以来、議会として提言をしてまいりました下水道事業の効率的経営について、この構想検討で施設の統廃合についても検討が進められることになりましたので、その検討結果に議会としても注目したいと考えます。

第5に、教育委員会の地域未来塾事業についてです。この事業は、予算規模では本年34万6,000円であったものが次年度60万2,000円に増額された、いわば少額予算であります。次年度は新たに小学生にも対象を広げるというものです。この事業は国が始めたもので、学習支援が必要な中学生、高校生を対象としたものであります。しかし、中学での学習習慣の確立と基礎学力の向上のためには、小学生から取り組まなければならないということは言うまでもないことでありまして、村の判断は高く評価できるものであります。今、我が国の教育格差は広がる一方で、保護者の経済環境

が子どもの学習レベルにまで反映していることが研究者の報告で明らかになっていきます。教育の機会均等を定めた教育基本法第4条では「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない」とあります。今、私が気になっているのは、経済的環境だけでなく、都市と農村という地理的要因、あるいは人口規模の要因が教育の機会均等を妨げ、新たな格差を広げていることであります。私は、これまで長くかかわってきたサイエンス教育の世界だけでなく、次年度から始まる大学入試における民間事業者の英語検定の取り扱いなどは、まさに都市と農村の格差を助長するようなものであります。このような中で、村の計画では、学習支援員9名の方が年間を通して学習支援に当たってくださると聞きました。農村には都会にはないすぐれた教育環境もあると、私はこの場に来て感じております。この地域未来塾事業をさらに発展させて、地域全体で子どもたちを育てる仕組みへと引き継がれるよう期待したいと思います。

さて、次年度の予算の特徴について賛成する立場から期待を込めて述べましたが、先週の予算特別委員会では、議会として今後注視すべきテーマも明らかになりましたので、この点についても3点触れておきます。

第1に、非常備消防費の予算編成についてであります。この問題の最大のテーマは、規定に従って予算が計上、執行されていない可能性があるという点であります。予算は規定に基づいて編成、執行されるのであって、そのことにより住民は妥当性をチェックすることができます。そして、議会は、そのチェック機能を果たすように住民から権限を託されているわけでありまして、まさに財政民主主義の根幹をなす制度であります。したがって、規定にない予算が計上されていたり、あるいは計上されている予算の根拠が不明確なものは、審査対象にならないことは当然のことです。ただし、この問題については、総務課長から改善の方向で検討する旨の発言がありましたので、予算案は委員会審議で採択となりました。一方で、このことは、本年の9月議会で前年度決算審査を行う場合には改善の方向についてある程度の実態が示されることが必要であり、行政側の今後半年間の努力を注視すべきと考えます。このテーマは、消防団員の労苦に報いるために処遇を改善するという提案と一体をなしておりますので、そのことを含めて議会としても見守りたいと思います。

第2に、機器類の選定にかかわる妥当性の評価の問題です。予算案では、高額な機器類購入が主にパソコンとサーバーとして挙げられています。昨年9月決算議会でも、私は山頂トイレの施設建設を事例として指摘をしておりますが、これらの機器購入や選定に当たっての妥当性は誰が評価するのかという点については、今回も明確になっておりません。機器購入に当たり、メーカーは、自社のものでなければならない理由、この企画でなければならない理由は幾らでもつくれます。しかし、その根拠の不備を見抜くのはプロの目しかないのではないのでしょうか。それは価格についても同じです。よく複数社の見積もりや相見積もりをとっているからという理由を聞きますが、高額な機器類ほどそれらが役に立たないことは、国の会計検査院が何度も指摘していることです。100万円の機器を150万円の見積もりで出されても、内容は複雑化し、

専門的になればなるほど、それを見抜くのはプロの第三者しかできないのではないでしようか。この第三者によるチェックは、行政内部の不祥事を未然に防止する上でも重要な役割を果たしますから、行政みずからがこの仕組みを構築するように、議会としても今後意見を述べるべきと考えております。予算、決算の審査では、高額な機器購入ほど第三者の妥当性評価は必要であると考えますので、監査委員会と議会は、村ことを念頭に決算議会に臨むべきと考えます。

第3に、基金の取り崩しにかかわる問題です。予算書では、基金の取り崩し額7,700万円が計上されておりますが、ほとんどはパソコンとサーバーの更新や周辺機器類購入であります。これがどうして高度情報化基金の取り崩しの理由になるのか、よくわかりませんでした。基金の取り崩しには、ある程度の基準があってよいと思われませんが、条例には、そのような基準も記載がないので、ある程度の理由が立てば取り崩しができてしまいます。このことは予算審査でも質問が出されており、総務課長も検討課題であると述べておりましたので、議会としても今後の動きを注視したいと思えます。あわせて、一度購入した情報機器の更新は、高度情報化とは本質的には異なりますので、本来的には、危機更新基金あるいは施設更新基金を創設して、その内容を決めておくべきではないでしょうか。水道会計には損益勘定留保資金で赤字を補填することが記載されていますが、企業会計でいう減価償却費や内部留保を施設更新基金として積み立てすればよいだけのことから、機器類の計画的な更新に合わせた基金の創設と取り崩し基準の設定に向けて、議会としても今後の行政の取り組みを注視すべきと考えます。

- 議 長 桂川議員、いいですか。
- 7 番 (桂川 雅信) もう終わります。
- 議 長 討論、賛成討論ですよね。
- 7 番 (桂川 雅信) そうです。
- 議 長 委員会の審査のような、質疑みたいな……
- 7 番 (桂川 雅信) 賛成討論です。
- 議 長 ちょっと控えていただきたい部分もありますので、考えて……
- 7 番 (桂川 雅信) はい。もう終わります。
- 議 長 お願いします。
- 7 番 (桂川 雅信) 以上のように、次年度予算を、議会として今後留意すべき点はあるものの、村づくりの新たな発展を準備するという視点では、村民の期待が随所の盛り込まれており、議会として採択すべきと考え、私の賛成討論を終わります。
- 以上です。
- 議 長 ほかに討論はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 これで討論を終わります。
- これから採決を行います。
- なお、これから行う新年度予算の採決は起立によって行います。

議案第14号に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第15号 平成31年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第3 議案第16号 平成31年度中川村介護保険事業特別会計予算

及び

日程第4 議案第17号 平成31年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

以上の3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、去る2月28日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

- 予算特別委員長 国民健康保険事業特別会計予算委員長報告。

平成31年3月議会予算特別委員会。

それでは、予算特別委員会、平成31年度中川村国民健康保険事業特別会計予算審査を報告申し上げます。

去る2月28日、議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第15号平成31年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、3月12日、第1第2委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長・係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

質疑「県、市町村と共同保険者となって変わったことは。激変緩和があると聞くが。」
答弁「大きな病気にかかったときは県が見てくれるので困らない。財布が大きくなったようなもの。激変緩和は6年間。保険料は、同じ所得の方は同じ保険料となる。」、
質疑「中川村がやってきた努力は認められるか。」答弁「保険者努力支援制度で努力したところには点数化され保険料に反映する。」。

引き続き介護保険事業特別会計の報告をいたします。

介護保険事業特別会計予算委員長報告。

平成31年3月定例議会予算特別委員会。

予算特別委員会、平成31年度中川村介護保険事業特別会計予算の審査の報告を申し上げます。

去る2月28日、議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第16号平成31年度中川村介護保険事業特別会計予算について、3月12日、役場第1第2委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました質疑は次のとおりです。

質疑「介護予防はどのようにしているか。」答弁「健康体操を年 40 回ほど。教室は 60 回ほど。」、質疑「基金を平成 30 年で 1,500 万円取り崩した。将来の見通しは。」答弁「夏暑かったためか認定者が増えた。一度介護を受けると元に戻らない。国、県、村から入ってくる。来年度の精算になり、最後に取り崩す。」、質疑「基金はどこにあるのか。」答弁「介護保険にある。」

引き続き後期高齢者保険特別会計のほうへ。
後期高齢者医療特別会計予算委員長報告。
平成 31 年 3 月定例会予算特別委員会。
予算特別委員会、平成 31 年度中川村後期高齢者医療特別会計の予算審査報告を申し上げます。

去る 2 月 28 日、議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第 17 号平成 31 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、3 月 12 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で質疑はありませんでした。

以上、審査結果の内容を報告申し上げ、報告とします。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第 15 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって、議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第 17 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 18 号 平成 31 年度中川村公共下水道事業特別会計予算及び

日程第 6 議案第 19 号 平成 31 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算

以上の 2 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

本案は、去る 2 月 28 日、議会本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長 公共下水道事業特別会計委員長報告書。

平成 31 年度 3 月定例議会予算特別委員会。

それでは、予算特別委員会、平成 31 年度中川村公共下水道事業特別会計予算審査を報告申し上げます。

去る 2 月 28 日、議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第 18 号平成 31 年度中川村公共下水道事業特別会計予算について、3 月 11 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で質疑応答はありませんでした。

引き続き農集排へ行きます。

農業集落排水事業特別会計予算委員長報告書。

平成 31 年度 3 月定例議会予算特別委員会。

予算特別委員会、平成 31 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算審査報告を申し上げます。

去る 2 月 28 日、議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第 19 号平成 31 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について、3 月 11 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長・係長の説明を求め、慎重に審査をしました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑はありませんでした。

以上、審査の結果の内容を申し上げ、報告とします。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

○議 長 質疑ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 まず、議案第 18 号の採決を行います。
 本案に対する委員長の報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 次に、議案第 19 号の採決を行います。
 本案に対する委員長の報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 日程第 7 議案第 20 号 平成 31 年度中川村水道事業会計予算
 を議題とします。
 本案は、去る 2 月 28 日、議会本会議において予算特別委員会に付託してあります。
 予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。
 ○予算特別委員長 水道事業会計予算委員長報告書。
 平成 31 年 3 月議会予算特別委員会。
 それでは、予算特別委員会、平成 31 年度中川村水道事業会計予算審査の報告を申し上げます。
 去る 2 月 28 日、議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第 20 号平成 31 年度中川村水道事業会計予算について、3 月 11 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員全員の出席のもと、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査しました。
 審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。
 審査の過程で出された質疑は次のとおりです。
 質疑「塩素滅菌設備とある。場所はどこか。」答弁「中通の井戸。壊れると給水ができなくなってしまうため。」とのことでした。
 以上、審査の結果の内容を申し上げ、報告いたします。
 審議のほどよろしく願います。
 ○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと求めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案に対する委員長の報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 日程第 8 議案第 21 号 中川村つどいの広場条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議 長 提案理由の説明を求めます。
 ○保健福祉課長 それでは、議案第 21 号について説明をさせていただきます。
 新旧対照表を裏面につけてありますので、あわせてごらんください。
 例規集は 2 巻の 173 ページからです。
 つどいの広場バンビーニの年間 1 家庭 500 円の使用料を徴収しないこととするため
 本案を提出するものです。
 施行は平成 31 年 4 月 1 日からです。
 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに産の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 22 号 平成 30 年度中川村一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第 22 号 平成 30 年度中川村一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明をいたします。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、規定の予算額にそれぞれ 4,640 万円を追加し、総額を 36 億 2,540 万円とするものであります。

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は第 2 表により、第 3 条 地方債の補正は第 3 表によるものであります。

今回の補正は、国・県補正予算関連事業の追加、小中学校教室エアコン設置事業の事業費が固まったことによる減額と追加、また補正予算（第 4 号）以降にお申し出をいただいた寄附金の追加等が主なものであります。

1 ページから第 1 表 歳入歳出予算補正に款項別の補正額及び補正後の予算額を掲載してございますので、ご確認ください。

詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。

3 ページをごらんください。

第 2 表 繰越明許費補正でございますが、追加は農業費の担い手確保経営強化支援事業 4,715 万 2,000 円と地籍調査促進緊急対策事業 350 万 5,000 円であります。これは、いずれも国及び県の平成 30 年度補正予算に伴う補助事業で、事業の要望を上げておりましたが、採択される見通しとなったことから新たに予算を計上し、事業の実施については平成 31 年度に繰り越して行うものであります。事業の内容等につきましては後ほどご説明をいたします。

変更は教育費の小中学校教室エアコン設置事業に係る繰越明許費の変更で、実施設計及び工事発注に伴い翌年度に繰り越して支出する予算額が固まったことによる変更で、金額はそれぞれ記載のとおりでございます。

続いて 4 ページ、第 3 表 地方債補正の変更は、小中学校教室エアコン設置事業について国の補助基準事業費及び交付金の額が決定し、減額となったことから、補助残に充てる村債の限度額を変更するもので、全体で 460 万円の減額であります。

歳入歳出補正予算の内訳については、5 ページからの事項別明細書をごらんください。

初めに歳入であります。7 ページ、6 款 地方消費税交付金 618 万 9,000 円は、今年度分の交付額が確定したため追加をするものであります。

続いて 8 ページ、12 款 地方交付税 208 万 6,000 円は、普通交付税の当初減額調整分が国の補正予算により追加交付されることとなったため増額をいたします。

9 ページ、16 款 国庫支出金であります。民生費国庫補助金 54 万 3,000 円は、平成 31 年度に消費税増税対策として予定をされておりますプレミアムつき商品券事

業に係る平成 30 年度分の事務費で、対象の拾い出しなど事前に必要な事務費として年度内に交付をされることとなったため追加をするものであります。

なお、現時点で示されているプレミアムつき商品券の制度概要につきましては、この後の議会全員協議会の場でご説明をさせていただきます。

次の教育費国庫補助金のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金は小中学校教室エアコン設置事業に係る補助金であります。補助基準事業費及び交付額の決定により 208 万 5,000 円を減額するものであります。

次の 10 ページ、17 款 県支出金、農林水産業費補助金の担い手確保経営強化支援事業は、2 月 21 日の議会全員協議会においてご説明をいたしました国の補正予算に係る事業で、要望を上げた事業が採択される見通しとなったことから 4,215 万 2,000 円を新たに計上するものであります。

次の地籍調査事業であります。当初計画していた通常事業分については 585 万円の減額となりましたが、県全体でおくれている国への承認申請事業を促進するため県の 2 月補正予算により新設された地籍調査促進緊急対策事業に当村でも要望を上げておりましたが、今年度採択されることとなったため 166 万円を新たに追加し、相殺して 419 万円の減額であります。

なお、この事業につきましては、補助率は 2 分の 1 以内となっております。

続いて 11 ページの 19 款 寄附金の一般寄附金 530 万円は、村内に支店のある企業からご寄附をいただいた 30 万円と匿名でのご寄附としていただいた 500 万円であります。一般寄附金ですが、いずれも、できれば未来を担う子どもたちのための役立てていただけたらというご意向であり、後ほど歳出でご説明いたしますが、この寄附金については、一旦基金として積み立て、意向に沿った形で使わせていただきたいと考えております。

次の学校教育費寄附金 100 万円は、中川村の御出身で県外在住の方から御自身が中学校時代に所属していた中学校吹奏楽部の楽器購入のためにとご寄附をいただいたものであります。

今年度は、企業版ふるさと納税の寄附金を含めて多くの方から多大なご寄附をいただきました。改めて貴重なご寄附をいただきました皆様に感謝を申し上げたいと思います。

12 ページ、22 款 諸収入は、端数調整のための預金利子の増額であります。

13 ページの村債は、先ほど地方債補正でご説明をいたしました小中学校教室エアコン設置事業に係る学校教育施設等整備事業債で、460 万円の減額であります。

続いて歳出についてご説明をいたします。

14 ページからごらんください。

2 款の総務費、総務管理費、会計管理費の 25 万円は、歳入でご説明をしましたプレミアムつき商品券事業の事務費により新たに購入する事務用品分であります。

以下、財政管理費の庁舎管理費、企画総務費、1 つ飛んで徴税費の税務総務費、次のページの民生費の社会福祉総務費の財源組み替えは、プレミアムつき商品券事業の

事務を既存の予算に充てるための財源組み替えであります。

少し戻りまして企画費、ふるさと創生基金の積立金 530 万円は、歳入でご説明をいたしました一般寄附金としていただいた寄附金をふるさと創生基金に積み立てて、使途が決まった段階で取り崩して財源に充てるものであります。

続いて 15 ページ、民生費の老人福祉施設管理費、工事請負費 64 万 8,000 円でありますが、高齢者憩いの家に設置してありますエコキュートの給湯機器について、これまで再リース契約をしてまいりましたが、31 年度にまきボイラーによる新たな給湯設備を導入する計画がある中で、今年度限りで再リース契約の更新を行わないこととしたため、リース契約の終了に伴い年度内に機器の撤去及び返送を行うのに必要となったため追加をするものであります。

16 ページ、6 款 農林水産業費、農業費であります。農業振興費の補助金は、先ほどご説明をいたしました担い手確保経営強化支援事業補助金 4,215 万 2,000 円と村単事業として上乗せ補助を行う中川村農業担い手支援事業補助金 500 万円であります。当事業は融資を受けて実施することが条件とされており、対象者は 7 経営体、補助率は融資残の 2 分の 1 以内で、村は間接補助の形になります。

なお、村単事業による上乗せ補助分は、このうち 2 経営体が既に今年度他の事業で当補助金を受けておりますので、5 経営体が村単上乗せ補助の対象であります。

次の国土調査事業は、先ほどご説明をいたしました今年度の地籍調査事業補助金の減額により通常分の地籍測量業務委託料 370 万円を減額するとともに、地籍調査促進緊急対策事業 350 万 5,000 円を新たに計上し、おかれております地籍調査後の地籍の確定、登記事務を促進するものであります。

17 ページ、10 款の教育費であります。小学校費及び中学校費の学校管理費は、いずれも教室エアコン設置事業に係る補正で、執行見込み額が固まったことから規定の予算の補正を行うものであります。小学校につきましては工事費が見込みより少なくなったため減額をし、中学校につきましてはエアコンの増設により受電設備の取りかえが必要となったことから増額をいたします。

中学校費の教育振興費の備品購入費 100 万円は、先ほどご説明をいたしました村出身の方からいただきました寄附金により吹奏楽部の楽器を購入するものであります。

最後に 18 ページ、予備費 460 万 1,000 円を増額し、収支の調整を行うものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

○7 番 (桂川 雅信) すみません。

17 ページの中学校管理費の増工分 700 万円ですが、これ受電設備の取りかえになっ

ていますけども、当初設計では見込まれていなかったってということでしょうか。ほかの西小も東小もそういうところは見当たらないので、ここだけ設計に計上されていないかっていうことでしょうか。

○教育次長 お答えします。

西小・東小学校につきましては、キュービクルの部品交換ということで済むわけですが、中学校につきましては、年数もたっており取りかえでないと対応できないということでもあります。設計がされた後にわかったことでもありますので、今回の補正をお願いしたいと思います。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○8 番 (柳生 仁) エアコン設置がされるということで非常にありがたいわけでありませすけども、ある電気工事屋さんに聞くと、全国で、もう、こういった工事が来るんで、工事が間に合うかなあって、そんな心配をしておる方がおりました。中川村では、6 月ころからいよいよ暑くなってくるのかなあって推測されますが、使うのはいつかわかりませんが、学校行事が始まってくると、普段の日はなかなか工事がしにくいなんということも工事業者は言っておりましたけども、そこら辺は大丈夫か確認します。

○教育次長 お答えします。

入札が終わりまして、業者が決まりました。先週、工程を組む中で納品等について確認したところ、6 月 30 日をめどに工期延長をしながらやる予定でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 陳情第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 2 月 28 日の本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書について、3

月4日、委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定である、そんな中、全国知事会では米軍基地負担に関する研究会を開催し、2018年7月に意味のある提言を発表した、この提言が実現できるように国に意見書の提出を求めるという内容でした。

審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「日米地位協定では在日米軍に日本の法律は適応されず、米軍による問題が起きて日本に立ち入り調査をする権限がないため、抜本的な見直しが必要である。」「日米地位協定の見直しが必要。ドイツやイタリアなど、駐留米軍に国内法を適応させている。」「米軍基地の環境は深刻である。日本の基地立ち入り権がないなど、国民の生命と財産にかかわる問題である。」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 去る2月28日、議会本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情第2号の審査の結果の報告をいたします。

審査の結果、反対多数で不採択とすべきものと決しました。

審査は、3月4日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査いた

しました。

陳情の趣旨は次のとおりです。アベノミクスによる異次元金融緩和によって大企業の内部留保は増えましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けます。雇用の流動化が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしかつげず、自立できない人が増え、厚生労働省によれば、2017年の婚姻率は0.49%（推計値）、2016年の出生率も1.44と、どちらも前年より0.01%落ち込み、少子高齢化がさらに進み、親の貧困が子どもの成長、発達を阻害する貧困の連鎖も深刻な社会問題となっている。などです。

審査の結果は、反対多数で不採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

質疑で出された意見として「日本の婚姻率0.49と、こんなに低いのか。」と質疑がありました。

討論で出された意見は次のとおりです。

反対討論は、「日本の中小企業は約95%以上となっている。東京の物価と一律にしてしまうのはどうか。労働者の立場も大切だが、企業経営者のことも考えないと本末転倒だ。政府も検討中。飯田のハローワークは店じまい状態にある。中小企業が採用できる状況にない。」。

賛成討論は、「中小企業に十分な保障がされていない。大企業に工賃がたたかれている。政府が中小企業を支えていくべき。村の職員も臨時は20万円に行かない。女性の賃金は7割くらいだ。学校の教材の縦笛が買えなくて、100均で買ってきて「これでよいですか。」と聞いたら、先生が涙したと聞く。建築関係で100均で買って仕事をしていると聞く。いい仕事ができない。最低賃金を上げるべき。」。

反対討論は、「まず、宛て名の議長名が違っている。長野県の最低賃金は全国で20位。企業から支給される各種手当は最低賃金に入らない。最低賃金の引き上げは、地域間格差の拡大や中小企業の負担増が懸念されている。ワーキング・プアは零細自由事業者の方が深刻である。今後も最低賃金は上昇すると見られるが、企業には生産性を高めて人件費を増にする対応などの工夫が求められる。経営基盤の弱い企業にとっては致命的である。」。

賛成討論は、「200万円以下の人たちを何とかしなくては、若者が結婚もできない状態だ。今のままでよいと思わない。村を見ても、商工業の方たちを考えると大事なことと思う。中小業の支援を支えるためにも、議員として反対できない。政府の100円の目標を早くできるようにしたい。」。

以上、慎重にご審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
まず、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。
討論ありませんか。

○3番 (松澤 文昭) 私は、原案に賛成の立場で討論を行います。
最低賃金を考える場合、生産性との関係について考える必要があるというように私は考えています。生産性が高くなれば所得水準が上がり、最低賃金が引き上げられてきました。最低賃金の上昇は、生産性の向上の結果ですが、このように最低賃金が事後に決まると考えるのは、最低賃金を労働政策と捉える考え方だと私は考えております。
しかし、今は全く逆で、最低賃金を経済政策として位置づけるべきだと考えます。生産性と最低賃金に相関性があれば、最低賃金を引き上げれば生産性も向上するようになります。人口が増加すると、何もしなくても経済は勝手に成長して、政府の税収も伸びます。政府は、人口の増加という数の力によって、高齢化によって増加する社会保障の負担を捻出することも可能でしたが、日本のように人口が減少するようになると、経済成長はマイナスに作用します。経済成長が下がれば、当然国は苦境に立たされます。社会保障を初め高齢化によって増え続ける各種の負担増を捻出するためには、我が国は、どの国よりも生産性の向上を図らなければなりません。
今の日本の経営者の多くは、人件費をコスト捉えて下げることばかり考えています。しかし、人口が減る中で人件費を下げれば、個人消費額が減り、回り回って経営者自身の首を絞めることとなります。
人口が減少をする日本では、なかなか総生産額が伸びていきません。しかし、生産性を高め、個人所得を増やしていけば、個々の生活水準が上がり、高齢化による社会保障の負担増も乗り越えられるようになります。
したがって、最低賃金を上げることは生産性の向上につながり、この生産性の向上が企業、国が発展するための基礎になると考え、賛成討論とします。

○議長 ほかに討論ありませんか。

○6番 (中塚礼次郎) 賛成討論でいいですか。

○議長 はい。いいです。——反対者です。

○6番 (中塚礼次郎) え。

○議長 反対者。

○2番 (飯島 寛) 私は、この事案につきまして反対の立場から意見を申し上げます。
反対意見を申し上げる前に、お気づきだとは思いますが、意見書、陳情書の中川村議会の議長名が誤っております。間違えましたでは済まされない問題です。意見書、陳情書の持つ重要性への認識がないため、上伊那郡下に同じ文書を提出し、宛て名の正確性を検証することなく自己主張を述べるに過ぎない架空文書であり、審議に及ばないものであると認識しております。
それでは、反対陳述に入ります。

この意見書の提出者は、上伊那地方労働組合連合会で、意見書の中にも出てきますが、「政労使」の「労」です。こうした意見書、陳情書を審議するには、残された「政」と「使」からの意見や情報を考慮、分析しなくてはなりません。そうしなければ、「労」だけの意見を審議するだけの片手落ちの審議となってしまうし、裁判でいう、原告と被告、双方の意見を聞かなくてはならないという平等の原則に違反してしまうからです。
したがって、まず、「労」の言い分はここに載っております。
続いて、「政」の情報はどうでしょうか。最低賃金の政の窓口は厚生労働省です。厚生労働省のホームページから主立ったものを見てみますと、最低賃金については、働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金を引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされています。厚生労働省では、このような最低賃金の引き上げに向けて中小企業、小規模事業者に対する生産性向上等の支援を行っていますとあり、意見書にある内容を履行していると、意見書のほうは反対意見を述べているわけですが、ちゃんとやっているよということが記載されております。
また、別のホームページを見ますと、2017年8月17日、厚生労働省は全ての地域別最低賃金の改定が答申されたことを明らかにしました。出展は厚生労働省「すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました」とあり、最低賃金の引き上げによる最低賃金で働く非正規労働者の待遇が改善される一方で、地域間格差の拡大や中小企業への負担増が懸念されていますとあり、片方では地域間格差が拡大することと、もう1つでは中小企業への負担が増えているということで、賛否両論のことが述べられております。
さらに、最低賃金は上昇傾向にあり、対策が必要として、少子高齢化で働き手は減少する中、都心部のサービス業などでは時給の上昇が続いています。時給が増え、労働者の可処分所得が増えれば、個人消費を刺激し、景気回復につながります。ただ、経営基盤が脆弱な企業にとっては業績のおもしにつながりかねませんとあり、加えて、人手不足に加えて政府の後押しもあり、今後も最低賃金は上昇すると見られます。企業には生産性を高めて人件費増に対するなどの工夫が求められています、と今後の予想とともに企業経営に警鐘を鳴らしています。
最後に、「使」について、「政労使」の「使」です。について、経済情勢を踏まえて確認をします。
意見書、陳述書では「大企業の内部留保は増え」云々とありますが、国際経済はフリー、フェア、グローバルの名のもとにグローバル化が進んでおり、グローバル・スタンダードなどという言葉が叫ばれております。加えて、米中貿易摩擦、EUのイギリス離脱問題等々で国際経済情勢は非常に厳しさが増してきます。大企業の多くには、こうした国際情勢の中、生きるためには競争力の強化しか方法はなく、このために自己資本の充実を図る必要があり、無理してでも内部留保の充実を図る必要があります。

御承知のとおり、今問題となっている某自動車メーカーは、人道的な見地からなし得なかった生産構造の閉鎖等など大幅な人員整理を国外の経営者を招聘してなし遂げたことは、まだ記憶に新しいことですが、このことにより多くの失業者が世に出たことも認識しておかなければならないことであります。

意見書、陳情書にはワーキング・プアという言葉が出てきますが、最賃を保証された労働者にワーキング・プアという言葉は当たりません。最賃にはいろんな手当は含まれませんので、実質の賃金はもっと上がります。ワーキング・プアを論ずるならば、最賃を保証された労働者ではなく、働けど働けど実入りがほとんどない商店などの零細企業者です。最賃すら稼げ出せない方々が次々と廃業に追い込まれています。こうした方々に対して非常に失礼なことを言っているわけであります。

意見書、陳情書では、労働力の地方からの流出が最賃の低さだというふうに求めていますけれども、太田裕美の「木綿のハンカチーフ」ではありませんが、都市の都会の生活にあこがれて郷土を離れるということが大きな原因と考えられます。それが証拠に、容易に就業できる大きな製造業のある地域は県内からの転入者が増加しています。先般、私が一般質問で申し上げたことであります。これは製造業なんです。今、我が国では、先ほど来、委員長の報告にありましたように、95%以上を占める日本の中小零細企業は深刻な人手不足に悩んでいます。これが最賃の低さからの地方からの労働力の流出だとは思えません。海外労働者雇用の規制を緩和してでも人材確保に懸命になっている中小企業、例小企業者に、早急に賃金を国内、全国一律の1,000円に白など、とても言えません。ちまたに企業倒産して失業者があふれることになるからです。

中小企業への支援制度助成は相当進んでいます。金融支援においても、融資の需要は低調に推移しています。制度資金等は、当然返済が必要になりますので、これを返済する能力が求められるわけですが、こうしたことが非常に厳しいということで、なかなか借手がいません。これは、私が実質的に体験してきたことでもあります。こうした負の遺産の効果を無視して賃金を引き上げようものなら、景気刺激策どころか、ちまたに、先ほど申し上げましたように倒産企業が山積みされます。意見書、陳述書提出者に、この責任はどう問われるのかお聞きしたいと思います。

以上の検証結果を踏まえたとき、この意見書、陳情書は、「労」の立場からの主張であり、「使」における市場経済とその実態、「政」の政策が及ぼす影響を全く理解していない、現状認識の希薄な持論の展開であり、採択に値しないと反対意見を申し上げるものであります。

以上。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○6番 (中塚礼次郎) 私は、この陳情採択の立場で賛成討論を行います。

陳情書の趣旨につきましては、委員長のほうからも報告の中で触れておりますが、政府はアベノミクスによる景気の回復は上向きを続けて6年の最長記録というふうなことを発表しましたが、実際は1月より景気は下降線の状態であることが明らかにな

りました。アベノミクスによる金融緩和策によって大企業の内部留保は莫大なものとなっておりますわけですが、労働者の実質賃金は下落、経済を支える消費支出も減少を続けておるといのが現状であります。

陳情書の中でも触れておりますが、非正規の労働者が全労働者の4割、労働者の4人に1人が年収200万円以下という自立できない若者も増え、少子高齢化のさらなる進行、それから親から子どもへの貧困の連鎖が大きな社会問題と今なっておるわけであります。

安倍首相は、最低賃金を毎年3%引き上げ、加重平均で1,000円を目指すというふうに言っておりますが、地域経済の再生、地域間の格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げは必要であって、急務の問題であります。最低賃金を引き上げることについて、中小企業の経営は厳しい、中小企業の経営を考えれば引き上げは考えられないという方もおりますが、中川村の企業も中小企業、村からの勤め先も中小企業に働く人がほとんどと言っても間違いありません。働く人はもちろんのこと、このような労働条件でも中小企業者の労働力の確保は今困難で、大きな問題ともなっております。

私は、最低賃金の地域間格差をなくすために最低賃金の引き上げと中小企業に対する国の支援策を強化、拡充することを求めるこの陳情を採択すべきと考え、賛成討論といたします。

以上。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成多数です。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

次に、

日程第12 陳情第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 2月28日の本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について、3月4日、委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、日本国憲法は応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請している、

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきであり、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税中止を強く求めるという内容でした。

審査の結果は、賛成、反対が同数で、委員長裁決により不採択にすべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「税率引き上げと同時に実施される軽減税率には重大な問題がある。」「社会保障の将来を考えると増税を増やすことが必要。」「消費税が増税されても社会保障に使用されていない。消費税の使い方についての議論が必要。」「消費税の原点に戻るべき、社会保障の増大が見込まれており、国民全員の負担により社会保障を充実させるべきである。」などの意見が出ました。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案の反対者の発言を許します。

討論ありますか。

○7 番 (桂川 雅信) この陳情に賛成する立場から討論に参加いたします。

まず、この陳情は10月実施の中止を求めるもので、消費税制度そのものの可否を問うているわけではありません。最近では、消費税には賛成だけれども10月実施は待ったほうがよいという世論も含めて、多数を占めるようになっていきます。その背景は、10月実施されようとしている制度設計がばらばらで実態を伴っていないだけでなく、むしろ市場に混乱を来すだけであるという意見が根強いからであります。

また、10月実施の基礎資料となってきた景気の動向を示す統計資料に対しても疑惑の目が向けられており、そもそも消費税を引き上げる基盤そのものが揺らいでいるという声が強くなっているからであります。

3月7日に内閣府が示した1月の景気動向指数の速報値では、景気が既に後退期に入ったという可能性が高いことを示す下方への局面変化に基調判断を引き下げたことは、今後の景気動向に大きな影響を与えており、消費税を増税すれば、さらに景気が落ち込むことが強く懸念されています。景気の現状を示す一指数が5年7ヶ月ぶりの低水準となったことがその要因となっており、景気のピークは、景気の山は既に過ぎてしまっているということを示したものでありますから、景気が上向いているから消費税増税するという根拠も失われています。

本来アベノミクスの成果の上に成り立つはずであった消費税増税は、その基盤そのものが揺らいでいるため、消費税制度のそのものに賛成する方々からも10月実施は少し待った方がよいという意見が増えてきています。

中小業者にとっては、インボイスの導入によって、例えば売上高550万円、粗利益150万円の事業者が、インボイスの適用になりますと15万4,000円の消費税負担を負うことになり、つまり10%の負担がさらにかさ上げされて廃業に追い込まれるという中小業者も出てくるというのが財務省の試算で出ております。このことは、今の国会でも明らかになってまいりました。

なぜ、では、これほどまでに消費税増税を急ぐのか。これは、輸出大企業には消費税還付金という莫大な税金が還付される仕組みがあることも一要因となっています。御存じの方も多いかもしれませんが、例えばトヨタ、日産など大手5社の還付金は、消費税8%で、今現在そうですが、毎年計6,300億円に上っています。しかも、これらは全て企業の内部留保として蓄えられており、金融機関を除く全産業の内部留保額は2017年度で446兆円となっております。今現在の、今度の一般会計、国の予算の約4倍以上になっています。税の仕組みに偏りが見られていることは明らかであります。

消費税制には、賛成あるいは反対の意見はあってよいと思いますし、その議論は引き続き進める必要があると思いますが、現時点ではいろいろな問題が多過ぎる10月実施は、とりあえず中止することが国民世論の多数になってきていることがこの陳情の背景にあるのだということ私たちは評価する必要があると思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議 長 次に、原案の反対者の発言を許します。

○3 番 (松澤 文昭) ただいまの委員長報告で申し上げたように、採決において賛成、反対が同数になりまして、委員長裁決により不採択となりました。したがって、ここで委員長見解を、この討論の場で述べたいと思います。

消費税税率の引き上げが再延期になれば、誰かがそのコストを負担しなければなりません。消費税税率の再延期の結果として、現役世代、我々世代の負担は軽減されるわけでありますが、将来世代、特に選挙権がない世代の方たちの負担が増加することは明白です。実質的に消費税税率の再延期のコストを負担することになる将来世代は、選挙権も有しておらず、政治に声を届けることもできない世代であり、著しく不公平な状態になっています。

消費税率の8%から10%への引き上げは、景気への懸念を理由に2度にわたり延期されることになりました。そもそも、どんな税でも増税による景気への悪影響は不可避であります。景気への影響のみを重視しては、かつてのような高度成長時代を再現できるのであれば別ですが、現在のように低成長の景気状態が続く時代にあっては、消費税増税自体が不可能になってしまいます。

団塊の世代が後期高齢者になる2025年が目前に迫り、消費税率の引き上げなくしては、現在の規模の社会保障を維持することは困難であり、場合によっては消費税率を引き上げても社会保障の削減を行わなければなりません。

人口が増加をするときは数の力によって高齢化による社会保障の負担を捻出することも可能ですが、日本は人口減少時代に突入しており、高齢化による社会保障の負担増のつけを少人数になった将来世代が負担することになります。

人口減少時代を迎え、税の徴収方法、社会保障制度の仕組みについては、人口減少時代に合わせた抜本的な改革が必要ですが、当面、人口増加という数の力による経済的な恩恵を受けてきた我々世代が将来世代のために人口増加により受けてきた恩恵を返す必要があるというふうに私は考えております。しかも、この取り組みは早急に行わないと多くのつげが将来世代へ引き継がれます。

したがって、消費税率の引き上げは、人口増加による恩恵を受けてきた我々世代が将来世代へ恩恵を返すべき1つの政策として捉え、反対討論とします。

○議長 ほかにも討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。
この陳情に対する委員長の報告は不採択です。
陳情第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方や挙手願います。

〔賛成者挙手〕
○議長 賛成少数です。したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。
ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

[午後3時54分 休憩]
[午後4時08分 再開]

○議長 会議を再開します。
日程第13 発議第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○4番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明とします。

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国はその民意を無視し、工事を強行に進めています。このことでも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方(補足版)第2条第1項に「米側は、わが国の施政権下にある領域内であればどこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている」「わが国が米側の提供要求に同意しないことは安保条約において予想されていない」

とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることになっていま

す。
そんな中、全国知事会では2016年11月から6回にわたり米軍基地負担に関する研究会を開催し、2018年7月にとても意味のある提言を発表しました。

そこで、中川村議会は国に対し下記のことを強く要請します。

- 1、日米地位協定の見直しをすること。
- 2、国は地方自治の権限を保障すること。

以上、審議、よろしく願います。

○議長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
討論ありませんか。

○5番 (松村 利宏) 賛成の立場で述べさせていただきます。

普天間基地から飛行場を移転することは、米軍の制約条件下で普天間基地周辺の安全を確保できる方策です。辺野古移転は、沖縄県、日本政府、米国の長年にわたる議論によってぎりぎり構築されたコンセンサスと言えます。強固な道米同盟のもと、一定の抑止力が保たれていることが重要で、日本側から方針転換を持ち出す状況ではないと考えますが、一方で、政府は沖縄の意見表示を謙虚に受けとめる必要があります。移設決定から約20年がたっていることを考慮し、これまで以上に移設についての意義を説明し、将来的な経済発展の道を模索するといった対話姿勢が求められると考えます。

日本と米国は、自由、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった価値観を共有しており、アジア太平洋地域の平和と安定、海上交通路の確保は両国の利益であります。世界に深刻なリスクが拡散する中、どの国も一国のみで平和を守ることはできない時代であります。現在のアジア情勢は、在韓米軍が削減される可能性や米国が中国との対立から台湾への関与を強めるなど、流動的です。

下地敏彦都島市長は、今私たちが置かれている安全保障環境は、南西諸島地域では中国の交戦によるたび重なる尖閣諸島での領海侵犯や沖縄本島―都島間の軍艦などの航行、軍用機の飛来に対するスクランブル発進の状態化など、厳しさが増えています、と昨年発言しています。

サイバーセキュリティなど安全保障問題が複雑化する中で、我が国としては今後も日米同盟を基軸とした安全保障体制のもとで将来を見据えた活動を考えることが最も現実的と考えます。それぞれ協力関係にある国とも連携を深めていくことが今後重要となります。同盟関係にあります。憲法上は集団的自衛権の行使に制約があるため、日本の安全保障体制は対米依存が長く続いてきました。我が国は、独立国として自分の国は自分で守ることを原則とした上で、同盟で補う姿に近づける努力が求めら

れています。この努力と並行して、在日米軍基地問題や日米地位協定については、米
国が諸外国と結ぶ協定なども参照しながら、運用による改善や基地の所在する自治体
の負担軽減に向け明確な目標を定めて見直しに取り組む必要があります。

以上のことで賛成としたいと思います。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号 J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める決議につ
いて

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (松澤 文昭) J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める決議について、案
文を朗読して提案とさせていただきます。

中川村は農業を基幹産業として位置づけており、農業協同組合は長く村内の生産を
支える中心的な組織でありましたし、村民の多数が協同組合とともに歩んでまいりま
した。そして、村の行政施策も基幹産業である農業の発展を基礎として展開されてき
たところです。

このような中、J A上伊那は、長期構想・3カ年計画において、支所再編及び広域
営農センター制、資材事業、農機事業の再編案により支所や出先店舗の集約を図り、
経営基盤の強化につなげる方針を示されました。

しかし、J A上伊那はサービス事業を展開する組織であり、村民、組合員との接点
を強めることこそ組織の基盤強化や将来の発展につながるものと考えます。そのため
には、支所や出先店舗の集約よりも、支所や出先店舗の自立を図り、組合員の利用動
向及び地域ニーズを把握して事業に反映させることこそ重要なのではないのでしょうか。

また、経営基盤の強化という点では、支所や出先店舗の集約の前に本所機能の再編
やスリム化、効率化も検討が必要なのではないかという村民の声も多く聞かれます。

また、果実の選果場を箕輪選果場に一本化する方針も、村民からは、ほかにも方法
があるのではないかと強い不満の声が出されています。生産施設の効率化、合理化を
進めることは重要ですが、その手法として協同組合の協同により生産施設の有効活用
を図る必要もあると考えます。例えば、J A上伊那は水稻栽培が盛んな地域であり、
J Aみなみ信州は果樹栽培の盛んな地域です。特色ある地域が補完し合い、手を組み、
流通コストの削減を図り、農産物のブランド力を高めることこそ、協同組合の本来の

姿ではないでしょうか。

このような村民の声をまとめると、以下のようになります。

1、J A上伊那の組織改革においては、協同組合組織の原点に立ち返り、組合員ニー
ズを把握して顔の見える関係づくりを進めてほしい。

2、経営基盤の強化のためには、支所や出先店舗の集約を進める前に本所機能の再
編やスリム化、効率化を検討し、組合員との接点強化に努めてほしい。

3、協同組合間の協同により流通コストの削減を図り、農産物ブランド力を高める
ことを検討してほしい。

中川村議会は、地域の農業を発展させ、生産者の生活を守る立場から、上記のよう
な村民の声を大切にしたいと考えております。

したがって、J A上伊那におかれましても村内の生産力の維持、向上と村民生活の
安定を図る立場から、拙速な判断はせず、村民の意見に十分に耳を傾けて議論を尽くし
ていただくことをここに強く要望するものです。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

を議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第72条の規
定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件について、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査と
することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

〔午後4時23分 休憩〕

○議 長 [午後4時26分 再開]
 会議を再開します。
 お諮りします。
 ただいま鈴木議員ほか5人から発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
 「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
 ○議 長 異議なしと認めます。
 発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。
 追加日程1 発議第3号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
 を議題とします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議 長 趣旨説明を求めます。
 ○9 番 (鈴木 絹子) 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案文を朗読して提案とします。
 労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招く中、政府が賃上げによる経済の好循環を目指すことは、理論的には正しい。
 2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、長野県では821円、最も低い鹿児島では761円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万円～150万円しか得られず、これでは人間らしくまともな暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、長野県と東京では、同じ仕事をしても時給で164円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。
 安倍首相は、最低賃金を年3%程度引き上げて加重平均で1,000円を目指すとして述べ、GDPにふさわしい最低賃金にするとして現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ2020年までに全国平均1,000円を目指すとした政労使による三者合意が成立している。毎年3%程度では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消をおくらせるだけである。
 世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域間格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。最低賃金1,000円以上は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価加算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が当然であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。それらを保証するた

めに、政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施して最低賃金の引き上げを支えている。日本でも公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1、政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。
 - 2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
 - 3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
 - 4、政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、重症企業憲章を踏まえて中小企業基本法、下請け2法、独占禁止法を抜本改正すること。
 - 5、政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。
- 以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村 長 3月定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

2月28日から22日間の長い期間で、大変お疲れのことと思います。この中で、本議会に提出をいたしました22件の議案と本日提出をいたしました2件の合計24件の議案、全て可決、ご承認をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

特に、平成 31 年度一般会計並びに 5 つの特別会計及び水道事業予算、全てにおいてお認めをいただいたところであります。前年度に増して滞りのない事業着手と執行に努めてまいります。

一般質問の議論の中で出されておりました幾つかの点について申し上げたいと思います。

まず 1 点目、消防団員の報酬の直接支払い等につきましては、消防委員会に諮問をいたしまして、消防団内での検討もあわせてしていただき、改善の方向を出していきたいと思っております。

2 点目、飯島町との水道の連携につきましては、また下水道事業の効率化、事業運営の健全化につきましても、計画の具体化を進め、水道運営審議会を通じて、これらの方向を固めてまいりたいと思っております。

3 点目、県道トンネル工事残土の仮置き土を村に正式に連絡がないまま対岸に移動をさせていることにつきましては、J R 東海に抗議をし、説明を求めてまいりました。以後、事あるごと協議を行うよう J R 東海に申し入れを行ったところであります。13 日開催のリニア対策中川村協議会で J R 東海は残土移動の経過を説明し、釈明をしたところがございます。半の沢砂防指定地内における大規模盛り土の技術検討委員会は、2 回の検討会で指摘された設計上の課題及び盛り土造成後の地下水位の観測、湧水処理等の安全管理体制等についてまとめ、3 月 26 日の第 3 回検討委員会に提出するとの長野県からの発言がありました。この場をお借りしまして報告といたしたいと思えます。

議会の審議中、14 日に J A 上伊那中川支所農政対策懇談会が開催され、2019 年から向こう 3 年間の長期計画に関しての J A からの説明と村の農協組合員の疑義、計画反対意見等が交わされました。私も組合員の 1 人として、このやりとりを聞いてまいりました。営農、信用及び共済事業の拠点集約化であります長期計画に圧倒的に反対であること、協同組合の原点である一人一人の組合員のための集約化ではない、あるいは施設統合ではない現状改革改善などを求める組合員の方の反発は非常に強いものがありまして、組合員と理事会の間の溝が非常に深いものというふう感じた次第です。J A の長期構想・3 カ年計画の再考を求める決議がされたことは、中川村の農協組合委員の思いそのものとして重く受けとめ、議会とともに、村としましても J A 上伊那に対して、行政としましても要請をしてみたいと思っております。

小中学校の卒業式も無事挙行をされました。

気になる桜の開花は昨年並みだそうでありまして、ちょうど県議会議員選挙の告示、候補者の方の街頭からの訴えなど、こちらも気になる時期とちょうど重なるかなあとというふうに思っております。

議員各位におかれましても、県議会議員候補の応援にと何かとお忙しいことと思いますが、春先は安定しない天候が特徴であります。健康には特に留意をいただきまして、それぞれのお立場でご活躍されますようお願いを申し上げ、3 月定例議会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

○議長

長時間、長い間ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 30 年 3 月中川村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 4 時 39 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____